

官報

昭和六十一年五月九日

○第一百四回 参議院会議録第十五号

昭和六十一年五月九日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十五号

昭和六十一年五月九日

午前十時二分開議

第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○本日の会議に付した案件

一、ソ連邦チエルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案(馬場富君外六名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

馬場富君外六名発議に係るソ連邦チエルノブイル

昭和六十一年五月九日 參議院会議録第十五号

議事日程追加の件

ソ連邦チエルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案

参議院議長	木村 睦男殿
賛成者	岩動 道行
塙出 啓典	馬場 哲良
志村 三郎	山田 勇
岡部 稲村	佐藤 昭夫
穂川 稔夫	佐藤 昭夫
長田 裕一	後藤 正夫
林 寛子	藤井 孝男
鶴山 篤	知之
安田 宏一	福田 隆明
片山 善十	龟井 久興
伏見 康治	成相 善十
木村 睦男殿	木村 睦男殿

ル原子力発電所の事故に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

よつて、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。馬場富君。

ソ連邦チエルノブイル原子力発電所の事故に

右の議案を発議する。

昭和六十一年五月八日

発議者

馬場 哲良

山田 勇

佐藤 昭夫

岡部 三郎

稻村 稔夫

長田 裕一

後藤 正夫

林 寛子

藤井 孝男

鶴山 篤

知之

一、事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開及び提供をソ連邦に求めることがあります。ソ連邦チエルノブイル原子力発電所の事故について討議し、早期実現を図ること。

二、国際原子力機関を中心とした、事故の原因究明、情報分析等に努めるとともに、本件のような事故が発生した場合の国際的対応のあり方にについて討議し、早期実現を図ること。

三、国内の原子力発電所における安全の確保と安全規制に事故の教訓を十分反映させること。また、環境放射能調査体制を充実強化するなど放射能対策に万全を期すること。

右決議する。

以上であります。

今回の事故は、国境を越えて広範囲に放射能汚染をもたらすなど、史上最悪の事態となり、世界じゅうの人々に不安を与えております。すなわち、事故で大気中に放出された放射性物質は、周辺の欧州諸国は言うに及ばず、去る三日には、八千キロメートル離れた我が国でも放射性物質が検出され、その地域は日ごとに広がりつつあり、我々に事故の深刻さを印象づけております。関係諸国に正確で詳細な情報を速やかに公開、提供することは事故当事国の責務であると考えます。これについては、ソ連邦政府からは事故についていまだ的確な情報の公開が行われておりません。原子力発電がエネルギーの重要な位置を占めており、その安全性に信頼感を損なうようなことがあってはなりません。

かかる観点から、事故に関する情報の公開を速やかに求めるとともに、今後、国際原子力機関を中心として、事故に際して報告及び情報交換を義務づける等国際的対応のあり方について早期実現を図っていくことが急務と考えます。

また、今回の事故を他山の石として、その貴重な教訓を生かし、より一層、原子力発電の安全確保に努力することが重要であります。

さらに、事故はまだ終息していないこと、我が国で引き続き放射能が検出されていることなどから、その監視を強化する等放射能対策に万全を期します。

また、国民の不安を取り除くことが重要であります。

一、事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開及び提供をソ連邦に求めることがあります。

馬場富君外六名発議に係るソ連邦チエルノブイル

昭和六十一年五月九日 參議院会議録第十五号

議事日程追加の件

ソ連邦チエルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案

ソ連邦チエルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案

四四三

以上の理由により、本決議案を提案する次第であります。何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 本案に賛成の諸君の起立を求められます。

(賛成者起立)

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいまの決議に対し、河野国務大臣から発言を求められました。河野国務大臣。

〔國務大臣河野洋平君登壇、拍手〕

○國務大臣(河野洋平君) ただいま、ソ連における原子力発電所の事故に関連し、御決議がなされました。

先般のサミットにおける声明の趣旨を十分に体しまして、原子力安全行政に遺憾なきを期する所存であります。

本件は、事故の生じた Chernobyl より八千キロメートルも離れた我が国におきましても重大な関心事項となつておりますので、この機会に政府としての考え方を申し述べたいと存じます。まず、本件事故に起因する放射能の問題についてあります。

科学技術省といたしましては、この事故の報道に接しまして、直ちに原子力発電所等の周辺の環境放射線モニタリング及び全国三十二都道府県から成る放射能監視網による観測を強化し、放射能の監視に努めてまいりました。また、五月四日に核種分析に重点を置きました放射能調査の一層の充実強化を図ることを決定したところであります。昨日までの放射能調査の結果を見ますと、各地で検出された放射能は、比較的短い時間の経過とともに減衰する元素¹³¹を主体とするものであつて、学識者の判断によつても、国民の健康に影響

を与えるようなものではありません。この旨につきましては、十分国民に周知方、努めているところであります。なお、念のため、今後とも引き続

き観測を継続することいたしております。

次に、我が国の原子力発電所の安全性について申上げます。

今回ソ連において事故を起こした原子炉は、ソ連が独自に開発した黒鉛減速軽水冷却型炉であり、我が国に設置されている原子炉と異なったタイプのものであります。また、我が国の原力子発電所については、アメリカ・シリーマイルアラインド原力子発電所の事故なども含め、内外の原力子発電所の事故、故障の経験を十分踏まえて、格納容器、緊急炉心冷却装置等の安全対策に万全な措置が講ぜられております。さらに、入念に定期的な検査を実施するなど、その運転面におきましても安全性、信頼性が確保されております。このようなことから、我が国の原子力発電所においては、その安全性は十分確保されていると考えております。

申すまでもなく、我が国の原力子研究、開発、利用は、原力子基本法に基づき、安全確保を大前提として進められております。仮に炉型が異なりあるいは安全装置が異なるとも、今回の事故を警鐘として受けとめ、我が国の原子力安全対策の参考とするという謙虚な姿勢は忘れてはならないものと考えております。特に、運転、保守等では不斷の努力が必要であることを再認識し、これを機会に一層の安全確保に努めてまいる所存であります。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。竹下大蔵大臣。

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境に一段と厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るために、引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力を回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、昭和六十一年度予算におきまして、特に歳出の徹底した節減合理化を行ふことを基本とし、あわせて、歳入面についてもその見直しを行い、これにより公債発行額を可能な限り縮減することとして編成したところであります。

まず、歳出面におきましては、既存の制度、施

策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としてその規模を厳しく抑制することとし、その結果、一般歳出の規模は前年度に比べ十二億円の減に圧縮されております。これは昭和五十八年度以降四年連続の対前年度減額であります。

他方、歳入面におきましては、税制について、その抜本的見直しとの関連に留意しつつ、税負担の公平化、適正化を一層推進する等の観点から必要な見直しを行い、また、税外収入についても可能な限りその確保を図ることとしたとしております。(拍手)

しかしながら、これらの措置をもつとしても、なお財源が不足するため、昭和六十一年度におきましては、特例公債の発行を行うこととするほか、国債償定率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたうち、昭和六

十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るた

めの特別措置として、同年度における特例公債の発行、国債償定率繰り入れ等の停止、政府官掌健保事業に係る繰り入れの特例について定めるものであります。

以上、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。竹

保法案について、私は、日本社会党を代表して、主要な点について質問をいたします。

本論に入る前に、財政運営に関連して、東京サミットについて数点ただしいと思います。

中曾根さん初め、皆さん御苦労様でした。しかし、東京サミットにかけていた国民の期待は全く外され、逆に、外國首脳の円高容認発言で一層の円高に直面させられました。きのうもまた大変円高になつてまいりました。今後の日本経済の景況はますます厳しく、場合によつては、世界経済を不況に陥れるとの海外の批判に拍車をかけることになります。中曾根総理は円高歎びの失敗をここで率直に認めるべきであろうと思いますが、いかがでしようか。

為替介入によって貿易政策を調整するというのは本来ではなく、基本的には内需重視の産業構造への転換計画を提示して、国民の合意のもとに大胆かつ速やかに誘導して実施することではないでしょうか。特に被害の大きい小零細企業については、低利長期の資金をつぎ込んで転換をやすやすくするよう援助と指導をすべきであります。また、円高は中小企業にとっては非常事態であります。必要な分野に對しては、財政引き締めの枠を外しても財政が主導的な役割を果たすべきである

と考えますが、総理並びに通産、経企の各大臣からも所信を求めるといいます。

第二に、今次經濟宣言で探査した國際經濟政策調整について、この中で言うサーベイランス、監視の対象となる可能性は日本ということになるであろうと考えられます。この政策調整は、自由な貿易を規制し、外国の内政干渉に公然たる道をあけることになるのではないか。総理並びに通産、経企の各大臣の判断を求めるものであります。

次に、財確法案の質疑に入ります。

中曾根さん、あなたは行財政改革を掲げて政権を担当してから二期目を終わらうとしております。戦後四人目の長期政権担当者だということです。この間、第二臨調やあるいは行革審を利用して財政改革を進めてまいりました。防衛や海外協力の予算は要請によって突出して増額を要求し、福祉、医療、教育等はマイナスの概算要求基準をつくりて圧縮し、公務員のベースアップも極力抑制して、日本の賃金水準を低位に押し込めてまいりました。公共事業費も五年以上にわたる伸び率ゼロを続けてまいりました。確かに一般会計の伸び率はここ数年鈍化をし、国債費や防衛費を除けば減額となっております。これはまさに官僚的な一律減分主義、増分主義の反対であります。また、国債発行の減額においても頭著な改善の跡を見ることはできません。国民生活水準は格差を生じ、国土保全や経済発展についてもひづみを生じつあります。もちろん、事態の進展もあり、必要な改革は進めるべきであり、それは私どもも賛成であります。改善もできないのに、財政収支均衡を第一義として、国民生活や經濟の發展を犠牲にすることは全くの

本末転倒であります。生活関連公共事業や住宅事業や福祉関連部門はむしろ充実強化をしなければなりません。そのため今財政は出動すべきであると考えますが、総理、大蔵大臣はどうお考えでありますか、明快にお答えをいただきたいと思います。

特に、今日、日本は莫大な貿易黒字によつて世界各国から非難をされ、東京サミットでは一層の円高環境がつくり出され、諸外国から内需拡大政策への強い要求が提出をされたのであります。このままいけば、本年度の経済見通し、名目五・一%、実質四%の達成は不可能であり、既に民間経済調査機関では実質二%台の予測を発表しているのであります。今、経済の縮小を選ぶのはなくて、その拡大を求めるべきであろうと考えます。総理は、この前この席で、「必要な場合には補正予算を組んで公共事業や中小企業対策その他経済対策をやりたい」と述べたのであります。が、この「必要な場合」という文字は削除をして数歩前進すべきであらうと思います。内需拡大のための大幅な予算追加を早急に、八月中にでも実施すべきであります。これと同時に、来年度を待つことなく、大幅な減税を少なくとも野党共同要求の規模を最低限度として実施すべきであります。

第二に、政府は全く可能性のない昭和六十五年度特例国債ゼロの旗印をおろそうとしないのは全く不可解と言わざるを得ません。今日のままでと厳しいデフレを招き、本年度において巨額の歳入欠陥を生ずるであろうと、予算成立後一ヶ月もたたないのに各方面から厳しい指摘がされております。鈴木前総理が、昭和五十九年度の赤字国債脱却目標達成の見通しを失つて挂冠を余儀なくされたその前夜と全く同じ状態に今日あると思うのであります。できもしない再建目標を掲げ、総理の交代によって先送りをし、国民に期待を抱かせて裏切るというのが自民党の政策手段であるうとは私は思いません。

六十五年度ゼロの計画を実現するには、財政の

中期展望によれば毎年一兆数千億円以上の特例国債を減額しなければならないはずですが、中曾根内閣の手によってこれを実現した年が一年でもありますか。逆にこの政策によって、公共事業や国民の最終消費支出を極小にし、経済成長の足を引っ張り、国内市場を狭くし、輸出ドライブをかけることになってしまったのではないかですか。あなたの政権になつていろいろなことはいたしましたが、毎年のように貿易黒字は激増をしているのではないでしょうか。私ども社会党は、特例国債ゼロ計画を緩和し、内需拡大の提言を今までしてきましたが、どうお考えですか。また、最近においても、政策構想フォーラムの研究集団が、深刻な不況を避けるために、政府は財政再建の二年半の棚上げを緊急に宣言し、GNP比1%の範囲内で今年度の補正予算で財政赤字を拡大すべきだと提言しているのでありますが、私は当然な提言だと思いますけれども、どうお考えになりますか。

第三に、日本では国債の返済計画を担保するものとして減債制度というものがあります。国債発行残高の一定割合の金額を減債基金に繰り入れ、また決算に剩余金が出た場合は、今日では全額を基金に繰り入れて、国債の元利金の償還に充てるにしております。今日この基金の残高は底をついてしまっております。利払いだけの国債費も、本年度は既に一〇・七%の伸びで、歳出のうち二一%の構成比を示し、既に国債発行額を上回る状況になってきております。NTTの株式を売却しても埋まるものではありませんまい。最近、満期の長期国債の償還に当たっても借換債の発行によってかえようとする動きが伝えられておりますが、これでは利子だけを支払って元金を払わない永久国債ということになるのではないかでしょか。減債制度は実質的に廃止するつもりなのですか。この際明確にしておいていただきたく思います。

最後に、財政法についてであります。

現行財政法は、国債発行は原則禁止、歳入は税収でという建前でできているのです。しかし、自民党歴代政府は、原則禁止を免れるために一方的に、恣意的に特例措置を法律的につくり出し、戦後の二十年以上、建設国債、特例国債を発行してきました。歴代総理のうちで、だれ一人として巨大となった国債の処理や厳重な管理について明確な政策方針を示すことなく、安易な国債発行に依存して恥じるところがなかつたのであります。確かに歳入構造については税収だけに依存できない環境変化もありましたが、既に述べましたが、ようやく、減債基金制度を停止したり、現金償還を行ってきました。健全財政から全く逸脱しております。國民にとっては複雑であり難解となり、財政建設、特例債の区分も不明確にしてしまい、六十年の完全償還という公約も崩れて、財政法の目指すところの健全財政からは全く逸脱しております。國民にとっては複雑であり難解となり、財政民主主義を総理は唱えておりますけれども、財政民主主義は通らなくなつてきていたのが現実であります。

と思ひますので、御答弁をいただきたいと思ひます。また、議会もこれに対応する態度をとつていただきたいということを申し添えまして、質問を終わりたいと思います。御聴取ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣（中曾根康弘君） 竹田議員にお答えを
いたします。

トが無事に終了しましたことにつきまして、国民の皆様方の御協力を心から感謝申し上げる次第でございます。一昨日も申し上げましたが、交通関係等について東京都民や皆さんに大変御迷惑をおかけいたしました。

私は、今回おミットは運転免許更新と並んでト

思つております。それは第一に、これだけ黒字を抱えている日本に対して、日本を非難するということを私は一回も聞いたことがありません。いわゆる初めは日本たたき、あるいはジャパン・プロブレム、日本問題というものが中心になるであろうと新聞等も予測したのであります。そういう日本に対する非難がましいことは一切ありません。

第二に、日本の政治的発言力というものが非常に強く出てきたことであります。今御決議になつた原子炉の災害に関する決議は、我々が根回しして、我々の発想によつてあの決議をつくつたといふことも御報告申し上げたとおりであります。

第三に、日本の経済的重みというものが非常に出てきたということであります。今世界の各國は日本の動向がどう行くかということで自分たちの経済の問題を考えざるを得ない。日本を無視してはもはや政治も経済も動かないということが歴然と出てきたのが今度のサミットでありまして、そういう意味におきまして、今まで日本外交が努力をしてきました蓄積がここで一挙に発揮されたと私は確信して、必ずや後世史家から高く評価されるであろうと期待しておるものであります。

次に、サミットにおきましては、政策協調ある

いは構造調整を行うという約束をいたしまして、特に、保護主義と断固闘おう、アメリカで今いろいろ保護主義法案を提出しようとしておりますが、これを牽制して頭打ちをやつて出させない、そういう決意をこの関係各国において確認したところであります。これはレーガン大統領も非常に重い負担を背負って帰ったところであります。

保護主義法案を防圧するということについては、レーガン大統領も非常に責任を背負って帰ったと私は考えており、さらにガットのニューラウンドの推進についても、九月に閣僚会議を発足するという暗黙の了解ができておりますし、それをさらに強く推進するという方向で一致しておるわけであります。

次に、通貨の問題につきましては、前に申し上げましたように、サミットは個別通貨、ドルとか円とかマルクとかポンドとか個別通貨を議論する場所ではないのであります。政策協調を行ふ、そういう意味の討議が行われた場所でございます。その中で、ウイリアムズバーグ・サミットで我々が約束した、必要あらば協調介入を行ふといふことも確認して明記したところであります。いよいよ我々はこれを活用するという段階になつてきつつあると思うのであります。

サーバイランスの問題、つまり監視の問題で御質問がございましたが、これは日本が監視されるというだけではない。アメリカの膨大なる財政赤字、これをどうするか、ヨーロッパにおける産業の不活発やあるいは労使問題、失業問題、これを解決しなければ問題は解決しないじゃないか、日本の貿易のアンバランス、膨大な黒字、これを解消しなければ世界経済は順調に運行しないではないか、みんな責任を背負ってそれらをお互いが監視し合って是正していくこと、そういう約束をしたのであります。私はそれを消させまして、そしてアンダースタンディング、そういう言葉にも直さ

せたのでありますて、おののの国内法に従つて
これは行うということを確認しておつた次第でござ
ります。

次に、日本経済の問題につきましては、私は各
国の経済情勢説明の項の中で、日本経済が今、円
の急上昇によつて非常に苦難な状況にあるといふ
ことを詳細に説明もした次第でござります。これ
につきましては、内需の喚起というやり方でみ
ずから努力するところも必要ではあります、こ
の余りにも急激な為替、通貨関係の変動といふも
のは決して国際関係において長続きするものでも
ないし、安定させるものでもないのであります。
そういう問題について、各国が中長期的観点か
ら、適正な為替レートで長期にわたつて安定する
ようになつたところを話し合ひました。それで
はいたしてきたところでございます。

なお、中小企業の打撃等については、内需喚起
を中心にして今緊急対策を急がしておるところで
ありますて、けさも閣議において各閣僚にそれを
督促した次第でござります。

産業構造転換の問題でございますが、内需中心
の経済の成長を図つて国民生活水準を高めると同
時に、世界経済に調和した日本国民経済を実現し
ていく、そういう方向で努力してまいりたいと思
い、五月一日の経済対策閣僚会議においてこの推
進要綱を決定して、これを前進させるということ
を決めた次第でござります。

円高是正の問題については、先ほど申し上げた
とおりでござります。

次に、補正予算の問題でござりますが、私は、
先般の参議院本会議におきまして、公共事業の前
倒しを行つたと、その結果、秋になつたら公共事
業は残り少なくなる、そういう心配も考えられ
る、もし必要な場合には補正予算の検討もあり得
る、そういうことも申し上げました。しかし、最
近の物価あるいは利子の低落等によつて経済情
勢はよくなると自分は確信しているとも申し上げ
てきました。つまり、今後の推移をよく見守りな
さい。

減税の問題については、税調におきましてこの間中間報告が提出されました。いすれにしても適切に今後も善処してまいります。

六十五年度赤字公債依存体质脱却という問題に関する御批判でございますが、近時の公定歩合の引き下げに伴い、金利水準全般の低下が促進され、あるいは厳しい財政事情のもとであります。が、公共事業費も昨年三・七%増に対しても四・三%増とふやしてもおりまして、また今後さらに各般の努力を行いまして、我々は景気の上昇に努めるつもりであります。六十五年度赤字公債依存体质脱却という旗をおろせばこれは今までの努力が水泡に帰する、そういう危険性はあるのであります。いずれにせよ、この臨調答申を基調にいたしまして、この臨調答申の線を基調にしつつ機動的に今後対応していく、そういう考え方にして、これは行革審もその基本ラインは認めておるところなのでござります。

次に、財政法の問題でございますが、我が国の財政法は一面において財政民主主義の原則に立つと同時に財政節度の保持、いわゆる健全財政という面についてもかなり注意深い規定があるわけであります。この財政法の精神はやはり維持することが適當であると考えております。この財政法の精神を尊重しつつ、適切かつ現実的な国債管理を行い、また財政改革を推進し、健全財政を実現していくという点について我々は今後も努力し、毎年度の予算編成についても慎重に対応してまいりたいと考えておる次第でございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

○國務大臣(竹下登壇、拍手)

國務大臣(竹下登壇) まず、総理からお答えがございましたサービスバランスの問題でございま

今日でもG5、これはまだインフォーマルな段階ではございましたが、またいわゆるG10、これはオーソライズされた組織でございますので、サービスイランスを今日までにも行つてしましました。今回決められましたのは、G10でもきちんとやろう、そしてなおG7でもやろう、そういうことをきちんとお互いが合意したわけであります。しかし、お互いとも、従来ともいろいろな指標を議論し合つておりますけれども、やはり大事なことは政策主権、これはお互いがきちんと堅持すべきものであります。したがつて、内政干渉への道を開くということは相互ともに私はならないし、また、なるべきものでないというふうに考えておる次第であります。

それから下期の景気上昇等につきましてのお答えも総理からございました。

きょう、一般公共事業の前倒し等の方針を決定いたしたところでございます。下期には円高のプラス面、いわゆる交易条件の改善を通じます実質所得の増加に伴います内需拡大効果、あるいは三次にわたる公定歩合引き下げの効果、これにしたところで今月の十九日から実行に移されるわけであります。そして、原油価格が三月入着分からかなり低下しておりますが、これだって今後のいわゆる消費者還元とかいうような問題が予定されておる。したがつて、今後の経済情勢全体を見ながら機動的財政運営をしなければならぬというふうに思つておるところであります。

減税につきましては、毎度議論をしておるところですが、私どもは、税制調査会の答申に基づいて六十二年度税制改正、こういうことを申し上げておるわけであります。一方、与野党幹事長・書記長会談で、今年中に成案を得る、こういうことが申し合わされておることも十分承知をいたしておるところであります。

それから、いわゆる減債制度そのものについての、これは竹田先生の持論から来る今後の国債に抱かれた財政というようなものも含めての御意見

を交えた御輿論の御質疑でござります。

私どももいたしましても、おっしゃったとおりの経過を経て今日に来ております。昭和三十九年までは公債は一錢もなかつた財政であったわけでありますし、昭和四十九年までは赤字公債は一錢

もなかつた財政運営を行つてきたわけであります。が、恵まれた我が国のいわゆる貯蓄率が高いといふことに支えられて、公債政策はその都度効果を上げた政策選択であったと私は思います。しかししながら、今日その重圧というものにお互いが非常に困つておる状態であります。そういうところからして、減債制度というものについて、今御意見にもありました永久国債論でござりますとか、いろいろなことが私どもにも提言とかあるいは激励とかいう意味においてお話をあるわけであります。

が、この問題につきましては、まさに今日まで持つてまいりました減債制度の基本を維持しながらも、どのような対応をしていくかといたりは、六十二年度予算編成までに迫られるであろう選択肢の重要な問題であるうといふに私も理解をいたしております。

それから財政法というものは、やはりこれは読めば読むほど、本当は随分勉強されてつくられた財政法でございます。その運用ということにいろいろな変化が来てるわけでございます。が、私は、やはり財政法の精神を維持しながら、中長期的な観点に立つて財政改革を推進していくということになれば、結論から言うと、毎年毎年の歳入歳出の見直しによって対応すべきものであつて、

なつているのかどうか、そういう状態に今

なつておるわけですから、近いうちにこれを下げるやつておりますが、もう少し様子を見なければならぬのではないか。

その後、規制の緩和、これも法案を出して随分

やつておりますが、もう少しやるとこがあるか

あります。

日本現在の経済状況というものは、例えてい

えば、糖尿病患者が異常にダイエットしてきましたが、風邪を引いて風邪薬を買わなければならぬ、一口にいえばそういう感じではないかと思ひます。つまり、輸出問題で円高になつたといふことは値引き販売ということでござりますから、そんなに値引きしたのでは採算が合わないといふところで問題が起きておるわけでございま

す。しかし、この薬のことは、これはもう内需

拡大ということをどこの国でも言うのであります

が、非常に難しいんです。この薬は、大体政府の関与するものは決まつています。

一つは金融の大幅緩和、これはもう大体はとん

ど緩和し切るぐらいしておるわけであります

が、しかしながら中小企業に対しましては、内需志向

のものについて特に特別立法をこの間もお願ひい

たしまして、事業の転換を積極的にやらせる、そ

のため金利も下げましょう、五・五%を五%に

しましよう、あるいは五・三%にしましよう、こ

ういうこともやってまいりました。信用保証枠も

倍に広げましょう、これも法案をつくったばかり

でござります。

その次は金利の引き下げですが、これは全般的

にも公定歩合三・五を、ドイツと同じで世界で一

番低い金利、さらに下げられるのかどうなのか、

これはなかなかそう簡単にはいかないところに來

ておるわけであります。その次は所得税減税、法

人税減税、これも一つのお薬ですが、財源をどう

するのかと、この話がなかなかついていない。

しかししながら、投資減税と住宅減税は既に法案を通してありますから、これは大いに利用してもら

う。全般的な問題は今税調で話し中と。その次は

いつあるわけではございませんので、これはお互

いが協力し合つて世界経済をよくしようというこ

昭和六十一年五月九日 参議院会議録第十五号

を交えた御輿論の御質疑でござります。

私どももいたしましても、おっしゃったとおり

の経過を経て今日に来ております。昭和三十九年

までは公債は一錢もなかつた財政であったわけで

ありますし、昭和四十九年までは赤字公債は一錢

もなかつた財政運営を行つてきたわけであります。

が、恵まれた我が国のいわゆる貯蓄率が高いとい

うことに支えられて、公債政策はその都度効果を

もなかつた財政運営を行つてきたわけであります。

が、この問題につきましては、まさに今日まで

持つてまいりました減債制度の基本を維持しなが

ら、どのようにお互いが非常に困つておる状態であります。そういうところからして、減債制度というものについて、今御意見

にもありました永久国債論でござりますとか、い

うことは値引き販売ということでござりますか

が、惠まれた我が国のいわゆる貯蓄率が高いとい

うことに支えられて、公債政策はその都度効果を

もなかつた財政運営を行つてきたわけであります。

が、この問題につきましては、まさに今日まで

持つてまいりました減債制度の基本を維持しなが

ら、どのようにお互いが非常に困つておる状態であります。

が、この問題につきましては、まさに今日まで

持つてまいりました減債制度の基本を維持しなが

ら、どのように

とでござりますから御了承を願います。（拍手）

〔国務大臣平泉涉君登壇、拍手〕

○國務大臣（平泉涉君） もう既に総理、大蔵大臣、通産大臣からかなり御答弁がございましたが、特に竹田先生のおっしゃった中小企業への救済援助政策の問題でございますが、経企庁の見ておるところでは、最近の急激な円高によりまして既に相当の影響が出ておると見ております。さらに、最近の円高の状況で影響の一層の拡大が懸念されておるところでございます。政府としては、四月八日の中小企業対策を含む総合経済対策を着実に進めつつあるところでございますが、なお一層、現下の状況にかんがみまして、特に輸出関連の中小零細企業の状況にひとつ措置を考えなければならぬと、かようて認識をいたしておりまして、関係省との間で今現在競争対策を検討中でございます。

それから今もう一つお話をございました、いわゆる国際的な経済政策の協調についてのサミットでの合意の問題でござりますが、今回のこのサミット以来の流れの中、国際通貨制度の機能の改善という流れの中で出ておったこととでございますが、今回の合意の中にはまた一步進んだ線が出てきておるわけでございます。その点、私どもいたしましては、国際的な政策協調を推進するに当たっては、国内政策との整合性などに十分配慮してこれは慎重にやつていかなければならぬ、かようて見ておるところでございます。（拍手）

○議長（木村睦男君） 多田省吾君。

〔多田省吾君登壇、拍手〕

○多田省吾君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案につきまして、中曾根総理並びに関係大臣に対して質問をいたします。

初めて、我が国の財政を取り巻く経済問題について、その基本的態度を伺いたいと思います。

我が党は、從来より政府に対し、内需拡大の推進、大幅所得税減税、公共投資の追加等を早急に

激化する一方であります。最近、我が国の主要民間調査機関も、ここにきて一齊に六十一年度の経常収支の大幅な黒字上方修正を発表しております。なおまた、O E C Dにおきましても、我が国

六十年の経常収支は七百七十億ドルの黒字に達するとの見通しを立てております。いわゆるJカーブ効果をはるかに超える黒字が予測されています。さきに開催されました東京サミットでも、急激な円高を是正するための逆介入等の協調体制について合意の取りつけに失敗し、サミットの最中に円の史上最高値を記録し、さらに連日円高の最高値を更新しつつあり、日本経済に重大な打撃を与える結果となりました。特に、円高不況に苦しむ輸出産業、関連中小企業を初めとする国内産業全般への影響はいよいよ深刻の度を増しております。このような現状に対し、総理はいかなる見解を持つておられるのか。また、今後の円高は正策の明確な方途及び経済運営の基本的態度について、総理、大蔵大臣、経企庁長官に明確な御答弁を要求いたします。

ます。

内需拡大、財政再建、対外貿易摩擦の緩和、円高デフレの解消、これは我が国が当面する重要な課題であります。そこで、財政再建について見ると、ただ緊縮予算のみで財政再建に当たっていたのは目標の達成は到底不可能であることがこの四年間で明らかに証明されたと言えます。昭和六十五年度まで財政の特例公債依存体質を脱却するという目標は、今やだれの目にも実現不可能であると言わざるを得ません。六十五年度特例公債依存脱却について、さらに総理の明確な答弁を求めます。

ます。

次に、内需拡大の問題についてであります。総理は、昨日の本会議におきまして、急激な円高対策として、公共事業の前倒し実施のほか、必要があれば補正予算でも公共事業を追加するなどの景気対策をとりたいと答弁されました。その財源措置として建設国債の発行を検討している旨の報道もありますが、それは事実であるのかどうか。ただいま、機動的に考えるとの御答弁もあ

ります。

次に、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、貿易黒字の解消策についてであります。六十年度の速報値によれば、貿易収支黒字幅は六百十六億ドルに達し、経常収支黒字でも五百五十一億ドルと、いずれも史上最高を記録いたしま

ります。

また、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、貿易黒字の解消策についてであります。六十年度の速報値によれば、貿易収支黒字幅は六百十六億ドルに達し、経常収支黒字でも五百五十一億ドルと、いずれも史上最高を記録いたしま

ります。

また、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、内需拡大につきましては、国内のみならず、諸外国からも、約束はするが実行が十分ではないという強い批判がなされております。貿易収支改善も、内需拡大によつてこそなされるべきであります。国民の強く要望することの内需拡大策に

あります。

つきまして、総理、大蔵大臣の確固とした答弁を求みたいと思います。

ます。

政府は、五年連続して、減債基金制度の根幹であります国債費定率繰り入れを停止するというまことに安易な財源調達策を強行し、その結果として、国債整理基金の枯渇という危機的状況を招いているのであります。六十一年度におきましては、基金の不足分を予算繰り入れで補てんし、さらにはN T T株式売却収入金を計上して現状を糊塗化するとの見通しを立てております。いわゆるJカーブ効果をはるかに超える黒字が予測されています。さきに開催されました東京サミットでも、急激な円高を是正するための逆介入等の協調体制について合意の取りつけに失敗し、サミットの最中に円の史上最高値を記録し、さらに連日円高の最高値を更新しつつあり、日本経済に重大な打撃を与える結果となりました。特に、円高不況に苦しむ輸出産業、関連中小企業を初めとする国内産業全般への影響はいよいよ深刻の度を増しております。このような現状に対し、総理はいかなる見解をを持つておられるのか。また、今後の円高は正策の明確な方途及び経済運営の基本的態度について、総理、大蔵大臣、経企庁長官に明確な御答弁を要求いたします。

ます。

内需拡大、財政再建、対外貿易摩擦の緩和、円高デフレの解消、これは我が国が当面する重要な課題であります。そこで、財政再建について見ると、ただ緊縮予算のみで財政再建に当たっていたのは目標の達成は到底不可能であることがこの四年間で明らかに証明されたと言えます。昭和六十五年度まで財政の特例公債依存体質を脱却するという目標は、今やだれの目にも実現不可能であると言わざるを得ません。六十五年度特例公債依存脱却について、さらに総理の明確な答弁を求めます。

ます。

次に、内需拡大の問題についてであります。総理は、昨日の本会議におきまして、急激な円高対策として、公共事業の前倒し実施のほか、必要があれば補正予算でも公共事業を追加するなどの景気対策をとりたいと答弁されました。その財源措置として建設国債の発行を検討している旨の報道もありますが、それは事実であるのかどうか。ただいま、機動的に考えるとの御答弁もあ

ります。

次に、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、貿易黒字の解消策についてであります。六十年度の速報値によれば、貿易収支黒字幅は六百十六億ドルに達し、経常収支黒字でも五百五十一億ドルと、いずれも史上最高を記録いたしま

ります。

また、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、内需拡大につきましては、国内のみならず、諸外国からも、約束はするが実行が十分ではないという強い批判がなされております。貿易収支改善も、内需拡大によつてこそなされるべきであります。国民の強く要望することの内需拡大策に

あります。

つきまして、総理、大蔵大臣の確固とした答弁を求みたいと思います。

ます。

政府は、五年連続して、減債基金制度の根幹であります国債費定率繰り入れを停止するというまことに安易な財源調達策を強行し、その結果として、国債整理基金の枯渇という危機的状況を招いているのであります。六十一年度におきましては、基金の不足分を予算繰り入れで補てんし、さらにはN T T株式売却収入金を計上して現状を糊塗化するとの見通しを立てております。いわゆるJカーブ効果をはるかに超える黒字が予測されています。さきに開催されました東京サミットでも、急激な円高を是正するための逆介入等の協調体制について合意の取りつけに失敗し、サミットの最中に円の史上最高値を記録し、さらに連日円高の最高値を更新しつつあり、日本経済に重大な打撃を与える結果となりました。特に、円高不況に苦しむ輸出産業、関連中小企業を初めとする国内産業全般への影響はいよいよ深刻の度を増しております。このような現状に対し、総理はいかなる見解をを持つておられるのか。また、今後の円高は正策の明確な方途及び経済運営の基本的態度について、総理、大蔵大臣、経企庁長官に明確な御答弁を要求いたします。

ます。

内需拡大、財政再建、対外貿易摩擦の緩和、円高デフレの解消、これは我が国が当面する重要な課題であります。そこで、財政再建について見ると、ただ緊縮予算のみで財政再建に当たっていたのは目標の達成は到底不可能であることがこの四年間で明らかに証明されたと言えます。昭和六十五年度まで財政の特例公債依存体質を脱却するという目標は、今やだれの目にも実現不可能であると言わざるを得ません。六十五年度特例公債依存脱却について、さらに総理の明確な答弁を求めます。

ます。

次に、内需拡大の問題についてであります。総理は、昨日の本会議におきまして、急激な円高対策として、公共事業の前倒し実施のほか、必要があれば補正予算でも公共事業を追加するなどの景気対策をとりたいと答弁されました。その財源措置として建設国債の発行を検討している旨の報道もありますが、それは事実であるのかどうか。ただいま、機動的に考えるとの御答弁もあ

ります。

次に、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、貿易黒字の解消策についてであります。六十年度の速報値によれば、貿易収支黒字幅は六百十六億ドルに達し、経常収支黒字でも五百五十一億ドルと、いずれも史上最高を記録いたしま

ります。

また、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、内需拡大につきましては、国内のみならず、諸外国からも、約束はするが実行が十分ではないという強い批判がなされております。貿易収支改善も、内需拡大によつてこそなされるべきであります。国民の強く要望することの内需拡大策に

あります。

つきまして、総理、大蔵大臣の確固とした答弁を求みたいと思います。

ます。

政府は、五年連続して、減債基金制度の根幹であります国債費定率繰り入れを停止するというまことに安易な財源調達策を強行し、その結果として、国債整理基金の枯渇という危機的状況を招いているのであります。六十一年度におきましては、基金の不足分を予算繰り入れで補てんし、さらにはN T T株式売却収入金を計上して現状を糊塗化するとの見通しを立てております。いわゆるJカーブ効果をはるかに超える黒字が予測されています。さきに開催されました東京サミットでも、急激な円高を是正するための逆介入等の協調体制について合意の取りつけに失敗し、サミットの最中に円の史上最高値を記録し、さらに連日円高の最高値を更新しつつあり、日本経済に重大な打撃を与える結果となりました。特に、円高不況に苦しむ輸出産業、関連中小企業を初めとする国内産業全般への影響はいよいよ深刻の度を増しております。このような現状に対し、総理はいかなる見解をを持つておられるのか。また、今後の円高は正策の明確な方途及び経済運営の基本的態度について、総理、大蔵大臣、経企庁長官に明確な御答弁を要求いたします。

ます。

内需拡大、財政再建、対外貿易摩擦の緩和、円高デフレの解消、これは我が国が当面する重要な課題であります。そこで、財政再建について見ると、ただ緊縮予算のみで財政再建に当たっていたのは目標の達成は到底不可能であることがこの四年間で明らかに証明されたと言えます。昭和六十五年度まで財政の特例公債依存体質を脱却するという目標は、今やだれの目にも実現不可能であると言わざるを得ません。六十五年度特例公債依存脱却について、さらに総理の明確な答弁を求めます。

ます。

次に、内需拡大の問題についてであります。総理は、昨日の本会議におきまして、急激な円高対策として、公共事業の前倒し実施のほか、必要があれば補正予算でも公共事業を追加するなどの景気対策をとりたいと答弁されました。その財源措置として建設国債の発行を検討している旨の報道もありますが、それは事実であるのかどうか。ただいま、機動的に考えるとの御答弁もあ

ります。

次に、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、貿易黒字の解消策についてであります。六十年度の速報値によれば、貿易収支黒字幅は六百十六億ドルに達し、経常収支黒字でも五百五十一億ドルと、いずれも史上最高を記録いたしま

ります。

また、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、内需拡大につきましては、国内のみならず、諸外国からも、約束はするが実行が十分ではないという強い批判がなされております。貿易収支改善も、内需拡大によつてこそなされるべきであります。国民の強く要望することの内需拡大策に

あります。

つきまして、総理、大蔵大臣の確固とした答弁を求みたいと思います。

ます。

政府は、五年連続して、減債基金制度の根幹であります国債費定率繰り入れを停止するというまことに安易な財源調達策を強行し、その結果として、国債整理基金の枯渇という危機的状況を招いているのであります。六十一年度におきましては、基金の不足分を予算繰り入れで補てんし、さらにはN T T株式売却収入金を計上して現状を糊塗化するとの見通しを立てております。いわゆるJカーブ効果をはるかに超える黒字が予測されています。さきに開催されました東京サミットでも、急激な円高を是正するための逆介入等の協調体制について合意の取りつけに失敗し、サミットの最中に円の史上最高値を記録し、さらに連日円高の最高値を更新しつつあり、日本経済に重大な打撃を与える結果となりました。特に、円高不況に苦しむ輸出産業、関連中小企業を初めとする国内産業全般への影響はいよいよ深刻の度を増しております。このような現状に対し、総理はいかなる見解をを持つておられるのか。また、今後の円高は正策の明確な方途及び経済運営の基本的態度について、総理、大蔵大臣、経企庁長官に明確な御答弁を要求いたします。

ます。

内需拡大、財政再建、対外貿易摩擦の緩和、円高デフレの解消、これは我が国が当面する重要な課題であります。そこで、財政再建について見ると、ただ緊縮予算のみで財政再建に当たっていたのは目標の達成は到底不可能であることがこの四年間で明らかに証明されたと言えます。昭和六十五年度まで財政の特例公債依存体質を脱却するという目標は、今やだれの目にも実現不可能であると言わざるを得ません。六十五年度特例公債依存脱却について、さらに総理の明確な答弁を求めます。

ます。

次に、内需拡大の問題についてであります。総理は、昨日の本会議におきまして、急激な円高対策として、公共事業の前倒し実施のほか、必要があれば補正予算でも公共事業を追加するなどの景気対策をとりたいと答弁されました。その財源措置として建設国債の発行を検討している旨の報道もありますが、それは事実であるのかどうか。ただいま、機動的に考えるとの御答弁もあ

ります。

次に、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、貿易黒字の解消策についてであります。六十年度の速報値によれば、貿易収支黒字幅は六百十六億ドルに達し、経常収支黒字でも五百五十一億ドルと、いずれも史上最高を記録いたしま

ります。

また、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、内需拡大につきましては、国内のみならず、諸外国からも、約束はするが実行が十分ではないという強い批判がなされております。貿易収支改善も、内需拡大によつてこそなされるべきであります。国民の強く要望することの内需拡大策に

あります。

つきまして、総理、大蔵大臣の確固とした答弁を求みたいと思います。

ます。

政府は、五年連続して、減債基金制度の根幹であります国債費定率繰り入れを停止するというまことに安易な財源調達策を強行し、その結果として、国債整理基金の枯渇という危機的状況を招いているのであります。六十一年度におきましては、基金の不足分を予算繰り入れで補てんし、さらにはN T T株式売却収入金を計上して現状を糊塗化するとの見通しを立てております。いわゆるJカーブ効果をはるかに超える黒字が予測されています。さきに開催されました東京サミットでも、急激な円高を是正するための逆介入等の協調体制について合意の取りつけに失敗し、サミットの最中に円の史上最高値を記録し、さらに連日円高の最高値を更新しつつあり、日本経済に重大な打撃を与える結果となりました。特に、円高不況に苦しむ輸出産業、関連中小企業を初めとする国内産業全般への影響はいよいよ深刻の度を増しております。このような現状に対し、総理はいかなる見解をを持つておられるのか。また、今後の円高は正策の明確な方途及び経済運営の基本的態度について、総理、大蔵大臣、経企庁長官に明確な御答弁を要求いたします。

ます。

内需拡大、財政再建、対外貿易摩擦の緩和、円高デフレの解消、これは我が国が当面する重要な課題であります。そこで、財政再建について見ると、ただ緊縮予算のみで財政再建に当たっていたのは目標の達成は到底不可能であることがこの四年間で明らかに証明されたと言えます。昭和六十五年度まで財政の特例公債依存体質を脱却するという目標は、今やだれの目にも実現不可能であると言わざるを得ません。六十五年度特例公債依存脱却について、さらに総理の明確な答弁を求めます。

ます。

次に、内需拡大の問題についてであります。総理は、昨日の本会議におきまして、急激な円高対策として、公共事業の前倒し実施のほか、必要があれば補正予算でも公共事業を追加するなどの景気対策をとりたいと答弁されました。その財源措置として建設国債の発行を検討している旨の報道もありますが、それは事実であるのかどうか。ただいま、機動的に考えるとの御答弁もあ

ります。

次に、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、貿易黒字の解消策についてであります。六十年度の速報値によれば、貿易収支黒字幅は六百十六億ドルに達し、経常収支黒字でも五百五十一億ドルと、いずれも史上最高を記録いたしま

ります。

また、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、内需拡大につきましては、国内のみならず、諸外国からも、約束はするが実行が十分ではないという強い批判がなされております。貿易収支改善も、内需拡大によつてこそなされるべきであります。国民の強く要望することの内需拡大策に

あります。

つきまして、総理、大蔵大臣の確固とした答弁を求みたいと思います。

ます。

政府は、五年連続して、減債基金制度の根幹であります国債費定率繰り入れを停止するというまことに安易な財源調達策を強行し、その結果として、国債整理基金の枯渇という危機的状況を招いているのであります。六十一年度におきましては、基金の不足分を予算繰り入れで補てんし、さらにはN T T株式売却収入金を計上して現状を糊塗化するとの見通しを立てております。いわゆるJカーブ効果をはるかに超える黒字が予測されています。さきに開催されました東京サミットでも、急激な円高を是正するための逆介入等の協調体制について合意の取りつけに失敗し、サミットの最中に円の史上最高値を記録し、さらに連日円高の最高値を更新しつつあり、日本経済に重大な打撃を与える結果となりました。特に、円高不況に苦しむ輸出産業、関連中小企業を初めとする国内産業全般への影響はいよいよ深刻の度を増しております。このような現状に対し、総理はいかなる見解をを持つておられるのか。また、今後の円高は正策の明確な方途及び経済運営の基本的態度について、総理、大蔵大臣、経企庁長官に明確な御答弁を要求いたします。

ます。

内需拡大、財政再建、対外貿易摩擦の緩和、円高デフレの解消、これは我が国が当面する重要な課題であります。そこで、財政再建について見ると、ただ緊縮予算のみで財政再建に当たっていたのは目標の達成は到底不可能であることがこの四年間で明らかに証明されたと言えます。昭和六十五年度まで財政の特例公債依存体質を脱却するという目標は、今やだれの目にも実現不可能であると言わざるを得ません。六十五年度特例公債依存脱却について、さらに総理の明確な答弁を求めます。

ます。

次に、内需拡大の問題についてであります。総理は、昨日の本会議におきまして、急激な円高対策として、公共事業の前倒し実施のほか、必要があれば補正予算でも公共事業を追加するなどの景気対策をとりたいと答弁されました。その財源措置として建設国債の発行を検討している旨の報道もありますが、それは事実であるのかどうか。ただいま、機動的に考えるとの御答弁もあ

ります。

次に、預貯金金利の動向につきましては、国民生活にとりましても大きな関心事であります。この点につきましてもあわせてお伺いいたします。

ます。

次に、貿易黒字の解消策についてであります。六十年度の速報値によれば、貿易収支黒字幅は六百十六億ドルに達し、経常収支黒字でも五百五十一億ドルと、いずれも史上最高を記録いたしま

ります。

最後に、国債管理政策の基本的姿勢についてお伺いいたします。

政府は、六十年度に一兆円の借換短期国債の発行を行っておりますが、今後、将来、金利の状況を見ながら年度内償還の短期国債を積極的に発行していく方針のようあります。短期国債の発行増發は、国債償還の負担を過重にし、国債の平均残存年数の短縮化によりまして金融政策の運営を困難にさせるという重大な問題をはらんでいるのであります。大量的の国債償還期に入った今日、国債管理政策の基本的あり方についてどのように考えておられるのか、大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

以上、財政、経済の諸問題について總理並びに
関係大臣の率直にして明確な答弁を求める私の質
問を終わります。(拍手)

いたします。
まず、サミットについて御質問でござります
が、私は、現在日本が世界的にどう見られていて
か、どういう国際的地位にあるかということを國
民の皆さんにこの機会にお訴え申し上げたいと思
うのです。

今までややもすれば、日本人は利己主義的で、自分で汗や血は出さないで、いつも要領よく立ち回って金もうけをしているアンフェアな国民である、そういう印象を持たれておった。ですから、この議場におきましても、アンフェアという言葉を日本語に直せばインチキという意味です、そういうような、日本人が不名誉な言葉を浴びせられるということは耐えられないことであって、断じてそういう言葉を消させなければならぬと、そういうふうに私は申し上げてきたところであります。日本の名譽と地位というものをここでもう一回考えてみなければならぬ。その場合には、サミットの場合におきましてもこれを痛み分けでやるべきである。日本だけが勝手にここでまたらま

いことをしようといふようなことをやつてサミットがうまくいくはずはないのです。

そういう意味において、今回は痛み分けのサミットという形で、アメリカのレーガン大統領も保護主義法案と闘う、そういう重い荷を背負つて帰つておるわけです。イタリーのクラウン首相は、我々の要望に対し、制限しているクォータ倍以上れます、ふやしますと、そう言つて我々にも約束をして実行することになりました。そういうように、各國とも痛み分けをやりながら、世界経済の順調な発展、それから発展途上国や債務国のためにこの際思い切つて汗を出そうと、そういう約束をしたのでありますて、そういう意味におきましては、私はサミットは実質的には大きく前進しているし、世界のインフレなき持続的拡大に向かつて前進する大きな動機、転機を得た、そのように考えておることなのであります。

円高の問題がよく言われますが、サミットとい

うのは從有しのよきにさき、きから申し」にあります
ように、一般政策を話し合う場所であつて、マル
クであるとかボンドであるとか円であるとか、そ
ういう個別通貨を話しす場所ではないのです。しか
し私は、各國の經濟情勢を述べるという場がありま
すから、その場所で、この円の急上昇がいかに
日本の國民經濟に大きな被害を与えているか、特
にこれによつてドルと連係している韓國や台灣や
香港が日本と比べて四〇%も割安になつてゐるも
のですから、これが日本に殺到している。鉄鋼に
おいても、もはや韓國の鐵鋼は日本に相當入つて
きている。こういう実情も述べて、日本の中小企
業の苦難や現状をよく訴えて、認識を深めた。し
たがつて、日本を非難するとか、いわゆる日本問
題、ジャパンブレムというような言葉は一切
なかつた。みんなで痛み分けをしながら、みんな
でまあまあよかつたと言つて帰つてくれたのです
から、これは成功じゃないですか。私はそう確信
しておる。少なくとも日本の名譽、日本人に対す
る誤解といふものは明らかにこれで解消しつつあ

ると私は確信しておるものなのでございます。

四月八日に決定した総合経済対策を着実に実行してまいります。このためには、内外の経済動向、国際通貨情勢等を注目しつつ、適切な内需刺激等もこれから実行してまいります。

円高の問題につきましては、経済条件を適切に反映した為替レートというものが長続きをするのが好ましい状況です。現在の急激な円上昇といふものは決して経済条件を適切に反映しているものではない、前から申し上げているとおりです。しかし、そういうことに対するどういう対応をするかということは日本銀行やその他専門機関が実行することになりますから、我々はそれを、特に日本銀行を干渉しようとは思いません。思いませんけれども、今申し上げたように適切は思っておらぬと。そういう意味におきまして我々は適当な時期に適当な措置をするよう大臣等を通じて要請しておるところなのでござります。今後とも、この経済条件を反映した適円レートというものを維持するよう努力してまいりました。これを大いに今後活用してまいりたいと思つておるのでございます。ドイツなんかも日本と同じような立場にありますて、そういう点においては、ドイツの総理大臣や大蔵大臣も非常に鳴っていたところなのでござります。

次に、経済摩擦の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、各国がおのおの痛み分けで荷物を背負って帰る。我々にとつて一番大きな問題は、アメリカの保護主義を防圧して、今議会に出ているオムニバス法案と言われておる法案を成立させないということなのであります。そういうようにして保護主義を防圧すると同時に、貿易制限を軽減、撤廃する、そしてニューランドを推進する、そういうコミットメントを我々はここで獲得したのであります。これをさらに推進してまいりたいと思っておるところであります。また、一面におきましては、現在の急激な円高のは是正というものを、適正レートにこれを実現していくというそういう考え方と同時に、内需の拡大を図りつつ、積極的な市場の開放や輸入の促進等についても適切に進めてまいりたいと考えておる次第でござります。

六十五年度赤字公債依存体質からの脱却の問題は、先ほど申し上げましたように、この間の行革審の答申というものも、臨調答申を基調にして、それを基調にしつつ機動的に運用するということを認められておりますので、その方針に従つて考えてまいりたい。しかし、六十五年度赤字公債依存体質脱却というこの旗をおろしますと、やはり人間のことですから、安易な要求も出るし、経済にも縮まりがなくなってくる、そういう危険性もございまして、今までの努力が水泡に帰さないように、我々はこの目標のもとに努力してまいりたいと存うでございます。

補正予算につきましては、公共事業の前倒しを今まで最大規模行うと言つておりますから、秋になつて仕事がなくなるという情勢も考えられないだ

こともない、そういうことも考え方として、補正予算の検討もあり得る、そういうことも申し上げておるわけなのでござります。これらは将来の検討課題として我々は慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

小企業対策は急を要しますから、先ほど申し上げましたように、けさの閣議でも関係各大臣に、至急対策を出し、官房長官が取りまとめるようにと指示しておいたところなのでござります。

次に、内需拡大と財政の問題でござりますが、既に公共事業については昨年の三・七%を四・三%に増大すると同時に、さらに規制解除あるいは大型公共事業の実施あるいは地方単独事業の推進、地方の公債の枠を広げるとか、そういうようなさまざまな政策をこれから推進いたしまして、所期の目的を達するよう努力してまいりたいと思うのでございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) 多田さんの御質問に対し、総理からもそれでお答えがございました。

まず、今後の円高は正の方途ということでござります。

これは、基本的には何としても各国の政策協調が何にも増して重要であります。したがって、その政策協調をやるために環境整備として相互監視、いわゆるサベーランスの強化が一番重要であります。総理からもお答えがございましたが、いわゆる為替相場自身を仮にいろいろ議論いたしますが、中央銀行の参加と、当然のこととして主要国の中央銀行の参加と、そのものが必要なわけであります。したがって、サミットはその具体性に踏み込んだ議論をする場ではありません。ただ、先ほどお答えがありまますように、政策の方向としての、いわば相互監視、そして有用と認められる場合の介入、こういふ基本方針を確認いたしておるところでありまます。

次に、第四次公定歩合の引き下げを含めた金融政策についての御意見も交えたお尋ねでござりますので、確定的なことを財政当局者が話すというようなことは、これはみずからを戒めて絶対に言つてはならぬと思っております。

総理からもお答えがありました、郵貯金利自らが、また短期プライムレートが五月十九日に初めて効果をあらわすわけでござりますから、したがってこのことは金利水準全般の低下ということになつて、いわば景気の維持拡大に資するであろうことが大いに期待できると考えております。

総理からもお答えがありましたが、郵貯金利自らが、また短期プライムレートが五月十九日に初めて効果をあらわすわけでござりますから、したがってこのことは金利水準全般の低下ということになつて、いわば景気の維持拡大に資するであろうことが大いに期待できると考えております。いずれにせよ、この公定歩合の問題に連動する金利をいろいろ議論いたします際、普通預金、預金のよう〇・五%、ここまでまいりますと、そうすると公定歩合と運動いたしましたといたしますと将来は預け貯を出さなければ貯金をしていただけない、こういうような言つてみれば公定歩合三・五%というドイツとともに世界で一番低い金利になつておるというところに、いわば預金金利の決定に当たりましては選択の幅は非常に縮まっておるというふうに御理解を賜りたいと思つております。

さて、その場合における、いわば今度は預貯金金利に対しての、恐らくおっしゃった意味は、福祉年金等をおもいにいついらつしやる方々の預金金利等についてのあるいはお考えもあらうかと思ひますが、そのような状況を十分勘案して対応していくかなければならぬ課題だと思つております。

それから次が貿易黒字の問題であります。

これはとにかくアクションプログラムの実施、それから市場の開放、輸入の促進、いろいろなことをやってまいります。一朝一夕に解決できる性格のものでは確かにございません。いろいろなことを積み上げて、しかも国民のコンセンサスを得ながらやつていかなければならぬ問題でござりますから、大変な重要な問題であるということです。後とも御鞭撻を賜りたいと思つております。

それから補正予算発言は総理からもお答えがございましたが、今この予算の基礎になる財源を確

保する法律を審議していただきておるところでござりますので、確定的なことを財政当局者が話すというようなことは、これはみずからを戒めて絶対に言つてはならぬと思っております。

それから内需拡大策、財政政策の具体性の問題でござります。

これは、先ほど通産大臣からもお答えがありました原油価格低下の問題とかいろいろな課題を総合的に組み合わせてやつていかなければならぬと思つております。六十五年度特例公債依存体質からの脱却、現行の仕組みそのままを維持しておつたならばこれはできないではないかという議論でござります。

これは、私はもとたび承っております。したがつて、狭い選択の幅の中でこれから御議論をしながら、いわゆるコンセンサスを求めていきたいというふうに思つておるところであります。

減債制度、これはこの基本を何としても維持していかなければならぬ。しかし、おっしゃいますように、五年連続定率繰り入れはやめた、そしてことしは予算繰り入れと、そしてNTT株式の売却に期待をしておる、こういう状態であります。

そこで、来年からどうするかといふことがポイントでござりますが、税収の動向、あるいは株がどうくらいに売れるか、そういう問題を見極める必要がございますが、やはり減債制度の基本といたいのは、国債の信認を維持するということからして

もこれはギブアップするというわけにはまいらないといふふうに、みずから心にも言い聞かせておるところであります。

それが、御意見にもございましたいわゆる全額借りかえ問題にもつながつていくわけございま

す。この問題も、こういうことを考えたらどうだ

といふふうに、みずから心にも言い聞かせておるところであります。

それから最後に、国債償還期を迎えて、いわば新規短期国債とかいろいろな仕組みを考えたが、根本的な国債管理政策についての見識を持つべきだと、こういう趣旨の御意見を交えた御質問であります。

やはり国債管理政策というのは、常識的に申しますならば、まずは新規財源債の発行額を縮減すること、これは引き続き最大限の努力を払わなければならぬ。したがつて、安易に財政再建期間を延ばしたりなどだといふことと、その素朴な新規財源債の発行額の縮減というものの矛盾といふものをおいつめ感しながらお答えをしております。

それから借換債を含めた大量の国債が発行、消

化、流通などの各局面において国民経済に円滑に受け入れられるような市場実勢というものを尊重

した発行条件の適切な設定とか、あるいは国債の種類でございますね、発行方式、この多様化には

今まで種々工夫しておりますが、これからも工夫をしてまいります。

八・八%が今の進捗割合でござりますので、前年同月七九・〇%を若干下回つております。ただ、これはたゞこ消費税を除いた場合で見ますと、進捗割合は七九・四%と、前年同月を若干これは上回る、こういうことになるわけでござりますけれども、まだウエートの大きい法人税の三月期決算、これが残されておりまして、結果が判明するのはこれは七月上旬、こうしたことになりますので、今、確定的見通しを申し上げる段階にはございません。が、五十六年、五十七年、あるいは三兆円とか六兆円とかそういう歳入欠陥の時代もございましたけれども、その後、一%は誤差のうちだけない、こういうような言つてみれば公定歩合三・五%というドイツとともに世界で一番低い金利になつておるというところに、いわば預金金利の決定に当たりましては選択の幅は非常に縮まっておるというふうに御理解を賜りたいと思つております。

さて、その場合における、いわば今度は預貯金金利に対しての、恐らくおっしゃった意味は、福音金利等をおもいにいついらつしやる方々の預金金利等についてのあるいはお考えもあらうかと思ひますが、そのような状況を十分勘案して対応していくかなければならぬ課題だと思つております。

これは、私はもとたび承っております。したがつて、狭い選択の幅の中でこれから御議論をしながら、いわゆるコンセンサスを求めていきたいといふふうに思つておるところであります。

減債制度、これはこの基本を何としても維持していかなければならぬ。しかし、おっしゃいますように、五年連続定率繰り入れはやめた、そして

ことしは予算繰り入れと、そしてNTT株式の売却に期待をしておる、こういう状態であります。

そこで、来年からどうするかといふことがポイントでござりますが、税収の動向、あるいは株がどうくらいに売れるか、そういう問題を見極める必

要がございますが、やはり減債制度の基本といたいのは、国債の信認を維持するということからして

もこれはギブアップするというわけにはまいらないといふふうに、みずから心にも言い聞かせておるところであります。

それから最後に、国債償還期を迎えて、いわば新規短期国債とかいろいろな仕組みを考えたが、根本的な国債管理政策についての見識を持つべきだと、こういう趣旨の御意見を交えた御質問であります。

やはり国債管理政策というのは、常識的に申しますならば、まずは新規財源債の発行額を縮減すること、これは引き続き最大限の努力を払わなければならぬ。したがつて、安易に財政再建期間を延ばしたりなどだといふことと、その素朴な新規財源債の発行額の縮減というものの矛盾といふものをおいつめ感しながらお答えをしております。

それから借換債を含めた大量の国債が発行、消

化、流通などの各局面において国民経済に円滑に受け入れられるような市場実勢というものを尊重

した発行条件の適切な設定とか、あるいは国債の種類でございますね、発行方式、この多様化には

今まで種々工夫しておりますが、これからも工夫をしてまいります。

そして、昨年度の制度改正でお願いしました短期国債の発行や借換債の年度越え前倒し発行といった新たな方策、これも適切に活用していかなければならぬ。そして償還、借りかえが一層円滑に行われるよう努めなければならないと思つておりますが、いわばその時期における長短期金利水準の状況というのもと、それから残高の満期構成がどういうときにやつてくるか、こういうことを、これは多田先生のいつもの御質問でござりますが、そういういわゆる借りかえ負担を平準化していくながら、一方、金利の動向も眺めていくと、いよいよ複雑な環境の中になりますても、御趣旨のよう國債管理政策の誤りを生じてインフレーションを招来するとか、そういうことはどうしても気をつけて対応すべき問題であるといふに理解をさせていただいているところであります。(拍手)

○國務大臣平泉涉君登壇、拍手

○國務大臣(平泉涉君)お答え申し上げます。

大体、總理及び大藏大臣から御答弁もございま

したが、私に対する御質問の中で、今後の経済運

営の基本的な方針について述べよ、こうしたこと

でございましたが、今般の東京サミットで、イン

フレンシック成長の推進、為替レートの安定性の

向上ということを目的としてサミット七カ国との間

で合意がなされた。殊に為替の問題ではウイリア

ムズバーグ・サミットにおける約束が再確認され

た、こういう状況でござりますので、政府として

は四月八日の経済対策閣僚会議で決定した総合経

済対策を着実に実施に移す、こういうことが重要

であろうかと存じております。本日の閣議におき

ましても、先ほど總理からもお話をございました

が、昭和六十一年度上半期における公共事業の施

行促進について具体的な取り進め方を決定したと

ころでございます。今後とも、内需を中心とした

景気の持続的拡大を図るために、内外の経済動向

及び国際通貨情勢を注視しつつ、機動的な運営に

努めてまいる所存でございます。

○議長(木村陸男君)日程第一 民間事業者の能

力の活用による特定施設の整備の促進に関する

法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といた

ります。

○議長(木村陸男君)これまで質疑は終了いたし

ました。

○議長(木村陸男君)このにて質疑は終了いたし

ました。

○議長(

3

都道府県知事は、特定都市開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定都市開発地区の区域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定都市開発地区的区域及び開発整備方針を建設大臣に、当該特定都市開発地区的区域及び特定施設の種類を当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣(建設大臣を除く。)に、それぞれ通知しなければならない。

前項の規定は、特定都市開発地区的区域又は開発整備方針の変更について準用する。

(特定港湾開発地区的指定及び開発整備方針)
第八条 港湾管理者は、基本指針に基づき、港湾区域(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下同じ。)、臨港地区(同条第四項に規定する臨港地区をいう。以下同じ。)及び港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第二項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したものその他の政令で定めるものを除く。次条第一項において「港湾区域内の埋立地」という。)のうち、特定施設の整備により、経済社会の發展に即応した港湾の開発又は利用を促進するため特にその開発整備を図ることが適当と認められる地区を特定港湾開発地区として指定し、当該特定港湾開発地区的開発整備の方針(以下この条において「開発整備方針」という。)を定めることができる。

2 開発整備方針においては、特定港湾開発地区的開発整備の目標、当該特定港湾開発地区において整備されることが適当と認められる特定施設の種類、当該特定施設と一体として整備されるべき港湾法第二条第五項の港湾施設の整備に開発整備されることが適当と認められる特定施設の種類その他当該特定港湾開発地区の開発整備に開発整備が必要な事項を定めるものとする。

3 港湾管理者は、特定港湾開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定港湾開発地区的区

域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定港湾開発地区的区域及び開発整備方針を運輸大臣に、当該特定港湾開発地区的区域及び特定施設の種類を当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣(運輸大臣を除く。)に、それぞれ通知しなければならない。

前項の規定は、特定港湾開発地区的区域又は開発整備方針の変更について準用する。

(協議)
第九条 都道府県知事は、港湾区域、臨港地区又は港湾区域内の埋立地について第七条第一項の規定により特定都市開発地区を指定し、開発整備の方針を定めようとする場合(これらを変更しようとする場合を含む。)において、当該開発整備の方針が第二条第一項第五号に掲げる特定施設に係るものであるときは、港湾管理者に協議するものとする。

2 港湾管理者は、前条第一項の規定により特定港湾開発地区を指定し、開発整備の方針を定めようとする場合(これらを変更しようとする場合を含む。)において、当該開発整備の方針が第二条第一項第五号に掲げる特定施設に係るものであるときは、都道府県知事に協議するものとする。

(譲税の特例)
第十条 認定事業者が認定計画に従つて新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備のうちその設置をすることが緊急に必要な特定施設に含まれるものとして租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるものについては、同法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

2 認定事業者が認定計画に従つて取得した特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。

(資金の確保等)
第十一条 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下第十三条までにおいて同じ。)は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

前項の規定は、特定港湾開発地区的区域又は開発整備方針の変更について準用する。

(公共施設の整備)
第十二条 国及び地方公共団体は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区的開発整備の方針の達成に資するために必要な公共施設又は港湾法第二条第五項の港湾施設の整備の促進に配慮するものとする。

(指導及び助言)
第十三条 国及び地方公共団体は、認定事業者に對し、認定計画に従つて行われる特定施設の整備に關し技術的な指導及び助言を行うものとする。

(第三章 産業基盤信用基金)
第一節 総則
(目的)
第十四条 産業基盤信用基金は、民間事業者による特定産業基盤施設(第二条第一項第一号及び二条第一項第五号に掲げる特定施設に係るものであるときは、都道府県知事に協議するものとする。

(登記)
第十五条 産業基盤信用基金(以下「基金」といふ。)は、法人とする。

(法人格)
第十六条 基金は、一限り、設立されるものと

(数)
第十七条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

(登記)
第十八条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(第二十二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。)
第二節 設立
(発起人)
第十九条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(第二十三条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(第二十四条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(第二十五条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(第二十六条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

することができる。
(持分の払戻し等の禁止)

第十八条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(持分の譲渡等)

第十九条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。
2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、取得者について第五十四条第二項各号に掲げる事項を出資者原本に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

第二十条 基金は、その名称中に産業基盤信用基金という文字を用いなければならない。
2 基金でない者は、その名称中に産業基盤信用基金という文字を用いてはならない。

第二十二条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

(民法の準用)
第二十三条 基金は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

第二十四条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第二十五条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第二十六条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第二十七条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第二十八条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第二十九条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第三十条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第三十一条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(業務方針書)

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十二条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第四十条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令、通商産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

3 前項の業務方法書には、第四十条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令、通商産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第四十三条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十四条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第四十六条 基金は、第四十四条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十七条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十八条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十九条 基金は、次の方によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定期する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定期する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。

も、同様とする。

(省令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関する事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第五十二条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十三条 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(解散)

第五十五条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前三項に規定するもののはか、基金の解散については、別に法律で定める。

(運輸大臣との協議)

第五十六条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、第二条第一項第五号ロに掲げる特定施設の整備に係る事項に關し、運輸大臣に協議しなければならない。

一 第四十二条第一項の認可をしようとするとき。

2 第四十四条の認可をしようとするとき。

(報告の徵收)

第五十七条 主務大臣は、認定事業者に對し、認定計画に係る特定施設の整備の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。

(大都市の特例)

第五十八条 第七条及び第九条の規定により都道府県知事の権限に屬するものとされている事務は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

ければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の移転の年月日

三 出資額

4 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

5 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

6 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

4 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

5 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

6 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

7 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

8 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

9 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

10 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

11 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

12 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

13 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

14 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

15 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

16 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

17 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

18 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

19 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

20 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

21 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

22 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

23 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

24 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

25 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

26 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

27 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

28 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

29 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

30 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

31 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

32 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

33 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

34 出資者は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

35 出資者は、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

36 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第七条及び第九条中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

一二二

第二条第一項第一号及び第三号に掲げる特定施設については、通商産業大臣（基本指針）に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における

る当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、通商産業大臣及び建設大臣二 第二条第一項第一号及び第四号に掲げる特定施設については、郵政大臣（基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他の特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、郵政大臣及び建設大臣）

二 第二条第一項第五号イに掲げる特定施設について、通商産業大臣（基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区（特定港湾開発地区を除

く。)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び建設大臣、基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区(特定都市開発地区を除く。)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び運輸大臣、当該特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣)

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附
則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条（地方税法第七十二条の五第一項第四号の改正規定に限る。）及び附則第十条から第十三条までの規定並びに附則第十四条の

規定(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号))第四条第二十八号の改正規定に限

る。)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内に二つ、(二)政令で定める日がつ延びてからも二つ。

筆因内において政令で定める日から施行する
（この法律の廃止）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十
年以内に廃止するものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現てその名称中に産

業基盤信用基金という文字を用いている者たつ

いっては、第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌

年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算 事業計画 及び資金計画については、第四十四条中「当該

事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

二十六年法律第二百八号)第十八条第一項の規定

にかかるらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第一

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十一条 第五十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十二条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十四条 第二十条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二項中「出資」とあるのは「出資及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「特定施設整備法」という。）附則第六条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び特定施設整備法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならぬ場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに特定施設整備法附則第六条第一項の規定による出資」とする。（特定基金からの権利義務の承継等）

第七条 特定産業信用基金（以下「特定基金」という。）は、評議員会の意見を聽いた上で、基金の発起人に対し、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 特定基金は、前項の規定による申出をしようとするときは、日本開発銀行以外の各出資者に對し、当該申出をする日までの期間においてその持分の払戻しを請求することができる旨の通知をしなければならない。

3 基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣及び通商産業大臣に、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならない。

4 特定基金は、前項の規定による申出をするときは、日本開発銀行以外の各出資者に對し、当該申出をする日までの期間においてその持分の払戻しを請求することができる旨の通知をしなければならない。

5 第三項の認可があつたときは、特定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時において基金に承継されるものとし、特定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、構造改善法中特定基金の解散に関する規定は、適用しない。

6 前項の規定により特定基金が解散する場合は、特定基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

7 第五条の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお前項の例による。

8 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、基金の設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者から基金に出資されたものとみなす。

9 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本開発銀行以外の者の特定基金に対する出資金に相当する金額は、基金の設立に際し、日本開発銀行以外の者の特定基金に対する出資金として日本開発銀行以外の者から出えんされたものとみなす。

10 第三項の認可があつたときは、基金の理事長となるべき者は、第二十六条第二項の規定にかかるらず、日本開発銀行に対し出資金の払込みを求めることを要せず、出資金の払込みがなされた場合においても遅滞なく、第二十七条第一項の政令で定めるところにより行われる同条第一項第一号に定めた場合においても遅滞なく、第二十七条第一項の政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

11 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第三項の認可を受けた基金の発起人が第二十四条第一項の規定により認可を申請する場合のほかは、第二十一条第一項の規定により特定基金が解散した場合においては、この限りでない。

12 第五項の規定により特定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定めること。（基金の行う設備処理促進業務等）

13 第八条 基金は、前条第五項の規定により特定基金の権利及び義務を承継したときは、第四十条第一項各号に掲げる業務のほか、昭和六十三年六月三十日（同日までに構造改善法が廃止された場合には、構造改善法の廃止の日の前日）までの間、構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務（以下「設備処理促進業務」という。）を行ふ。

14 基金は、前項に規定する日以前に締結した債務保証契約に係る設備処理促進業務については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も引き続きこれを行うことができる。

15 前二項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号。以下第六十三条までにおいて「構造改善法」という。）第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項第一号の業務」と、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造改善法」と、第六十三条第三号中「第四十条第一項に規定する業務」とあるのは「第四十条第一項に規定する業務及び構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務」とする。

16 第五項の規定により基金が設備処理促進業務を行ふ場合においては、大蔵大臣及び通商産業大臣は、構造改善法第二十四条第一項の認可をしないものとする。

17 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、設備処理促進業務に係る事項に關し、構造改善法第五十八条第一項の主務大臣（大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。）に協議しなければならない。

18 第一項の規定により基金が設備処理促進業務を行ふ場合においては、大蔵大臣及び通商産業大臣は、構造改善法第二十四条第一項の認可をしないものとする。

19 第九条 第五項の規定により特定基金が解散した時以後においてその名称中に特定産業信用基金とあるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣は、構造改善法第二十四条第一項の認可をしないものとする。

20 第十九条第二項の規定は、適用しない。

21 前条第五項の規定により特定基金が解散前に特定基金に対してもした処分、手続その他の行為又は特定基金がした手続その他の行為は、この法律の相当の規定により基金に対してした処分、手続その他の行為又は基金がした手続その他の行為とみなす。

22 前条第五項の規定により基金が特定基金の権

利及び義務を承継した際現に構造改善法第四十七条第三号に規定する預金により運用されてい
る余裕金があるときは、基金は、当該余裕金を引
き続き当該預金により運用することができる。

(地方税法の一項改正)
第九条 地方税法の一項を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第四号中「特定産業信
用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。

附則に次の一条を加える。
(民間事業者の能力の活用により整備される
特定施設に係る地方税の特例)

第三十八条 道府県は、民間事業者の能力の活
用による特定施設の整備の促進に関する臨時
措置法(昭和六十一年法律第二号)以下
本条において「特定施設整備法」という。第六
条に規定する認定事業者(以下本条において
「認定事業者」という。)のうち特定施設整備法
第一条第一項第五号又は第六号に掲げる特定
施設を行なう者で政令で定めるものが、
港湾法第二条第五項の規定により公
示された港湾計画において一般公衆の利用に
供すると定められているもので、自治省令で
定めるものに限る。)を整備するため、当該保
留施設の用に供する土地であることにつき運
輸大臣が証明したものを特定施設整備法の施
行の日から昭和六十三年三月三十一日まで
間に取得した場合には、当該家屋の価格の二
分の一に相当する額を減額するものとす
る。

4 第七十三条の二十五から第七十三条の二十
七までの規定は、前項に規定する土地の取得
に對して課する不動産取得税の税額の徵収猶
予及びその取消し並びに当該不動産取得税に
係る地方団体の徵収金の還付について適用す
る。この場合において、第七十三条の二十五
第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一
号」とあるのは「附則第三十九条第三項」と、
「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土
地の取得に對して課する年度から五年度分の固
定資産税に限り、当該家屋及び土地に係る固

定する認定計画に従つて整備される特定施設
整備法第二条第一項に規定する特定施設のうち
政令で定めるものの用に供する家屋(家屋
の規模その他の政令で定める要件を満たすも
のに限る。)でその建設の後事業の用に供され
たことのないものを取得し、これを当該認定
事業者の事業の用に供した場合には、当該家
屋の取得に對して課する不動産取得税の課税
標準の算定については、当該家屋の取得が特
定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三
月三十一日までの間に行われたときに限り、
当該家屋の価格の二分の一に相当する額を減
額する。

3 道府県は、認定事業者が特定施設整備法の
施行の日から昭和六十三年三月三十一日まで
の間に土地を取得した場合において、当該土
地の上に前項の規定に該当する家屋を当該期
間内に取得し、これを当該認定事業者の事業
の用に供したときは、当該土地のうち当該家
屋の敷地である部分の取得に對して課する不
動産取得税については、当該税額から当該税
額の二分の一に相当する額を減額するものと
する。

5 認定事業者が、特定施設整備法の施行の日
から昭和六十三年三月三十一日までの間に、
特定施設整備法第六条に規定する認定計画に
従つて整備される特定施設整備法第二条第一
項に規定する特定施設のうち政令で定めるも
のの用に供する家屋(家屋の規模その他の政
令で定める要件を満たすものに限る。)でその
建設の後事業の用に供されたことのないもの
を取得し、又は建設してこれを当該認定事業
者の事業の用に供した場合には、当該家屋及
びその敷地である土地(当該認定事業者が當
該期間内に取得した土地に限る。)に對して課
する固定資産税の課税標準は、第三百四十九
条の規定にかかわらず、当該土地が当該認定事業
者の事業の用に供された日の属する年の翌年
の一月一日(当該認定事業者の事業の用に供
された日が一月一日である場合には、同日)
を賦課期日とする年度から五年度分の固定資
産税に限り、当該土地に係る固定資産税の課
税標準となるべき価格の二分の一の額とす
る。

6 認定事業者のうち特定施設整備法第二条第
二条第五項第三号の係留施設(同法第三条の
三第九項又は第十項の規定により公示された
港湾計画において一般公衆の利用に供すると
定められているもので、自治省令で定めるも
のに限る。)を整備するため、当該係
留施設の用に供する土地であることにつき運
輸大臣が証明したものを特定施設整備法の施
行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に
供する土地であることににつき運輸大臣が
証明したものを特定施設整備法の施行の日から
昭和六十三年三月三十一日までの間に取得
し、かつ、これを当該認定事業者の事業の用
に供した場合には、当該土地に對して課する
固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の
規定にかかわらず、当該土地が当該認定事業
者の事業の用に供された日の属する年の翌年
の一月一日(当該認定事業者の事業の用に供
された日が一月一日である場合には、同日)
を賦課期日とする年度から五年度分の固定資
産税に限り、当該土地に係る固定資産税の課
税標準となるべき価格の二分の一の額とす
る。

7 前二項の適用がある場合には、附則第十五
条の二中「前条」とあるのは「前条又は附則第
三十九条第五項若しくは第六項」と、「同条」と
あるのは「これらの規定」とする。

8 市町村は、認定事業者が、特定施設整備法
の施行の日から昭和六十三年三月三十一日ま
での間に、特定施設整備法第六条に規定する
認定計画に従つて整備される特定施設整備法

2 認定事業者が、特定施設整備法第六条に規
定

行したもの（昭和六十年度以前の年度のこの会計の予算で昭和六十一年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

〔鶴岡洋君登壇　拍手〕

○鶴岡洋君　ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新たな港湾整備五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君）　日程第三 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小山一平君。

〔新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案審査報告書〕

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月八日

建設委員長 小山 一平

参議院議長 木村 睦男殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、新住宅市街地開発事業地内の準工業地域及び特定業務施設の配置については、良好な居住環境が確保されるよう十分配慮すること。

二、複合的機能を有する魅力ある街づくりを行うため、住宅、公園、業務施設等が一体となつて調和のとれた市街地を形成するよう努めること。

三、宅地需要の動向に対応し、地方中核都市における公的宅地開発事業の推進に努めること。

右決議する。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十二日

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院議長 坂田 道太

四 特定業務施設の敷地の造成を含む新住宅市街地開発事業に関する都市計画について

宅地の利用計画は、前二号の基準によるほか、当該区域内又は「若しくは二以上の住宅内に配置されることとなる当該施設の敷地の配置及び規模が、当該区域に形成されるべき住宅市街地の都市機能の増進及び良好な居住環境の確保のために適切なものとなるよう」定めること。

第二十五条中「公益的施設等の施設」の下に「（特定業務施設を除く。）を、「資するよう」の下に「特定業務施設については居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するよう」を加える。

第三十一条中「二年」を「三年」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、処分計画で定める規模及び用途の建築物が規模、用途等を勘案して建設省令で定める建築物である場合については、当該建築物を建築しなければならない期間は、三年を超える五年を超えない範囲内において建設省令で定める期間とする。

8 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものとする。

第四十五条第二項中「第三十四条の五」を「第三十四条の四」に改める。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建築義務に関する経過措置)

この法律の施行の際現に締結されている賃貸の特約に係る建築物の建築義務については、なお従前の例による。

〔小山一平君登壇、拍手〕

○小山一平君 ただいま議題となりました新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住宅市街地開発事業について、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、良好な居住環境と調和する事務所、事業所等の特定業務施設を新たに事業地内に立地できることとするとともに、準工業地域を含む区域について新住宅市街地開発事業を施行することができるところとすること。第二に、住区の規模要件を緩和し、住区をおおむね六千人から一万人までが居住することができる地区とすること。

第三に、宅地の譲り受け人の建築義務期間を二年以内から原則として三年以内に延長すること等あります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本

共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、各派共同提案に係る三項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とするこ

とに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

〔成相善十君登壇、拍手〕

○成相善十君 ただいま議題となりました外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、二百海里体制の定着に伴いまして、我が国への遠洋漁業をめぐる情勢には極めて厳しいものがあること等から、国民の食生活の安定を確保する上で、沿岸漁業及び沖合漁業の振興が重要な課題となっています。しかるに、近年、我が国の近海には外国漁船の進出が著しく、領海内の不法操業等外国人漁業の規制に関する法律の違反が多い發しており、我が國漁業の正常な秩序の維持のため、関係者からその発生防止を強く要請されてゐるところであります。

外国人が、我が國の領海内において漁業または水産動植物の採捕を行った場合には、同法により、三年以下の懲役または二十万円以下の罰金等に処することといたしておりますが、その罰金の額は、昭和四十二年の法制定以来据え置かれており、しかしながら、この間、物価上昇等の経済事情は著しく変動しており、同法の罰金の額

に対する法律 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

は、現在の経済事情等に必ずしも適合したものとなつておらず、抑止力として十分であるとは言いがたい状況にあります。また、近隣諸国における外国漁船の違反操業に関する罰金の額も高額化しており、同法の罰金の額は、国際漁業情勢にも対応したものとなつておりません。

この法律案の内容は、このような情勢を勘案し、外国人漁業の規制に関する法律に規定する罰金の多額を現行の二十万円から四百万円に改定しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

〔成相善十君登壇、拍手〕

○成相善十君 これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会
○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議員 中野 鉄造君 議長 木村 睦男君

農林水産委員長 成相 善十 副議長 阿貝根 登君

参議院議長 木村 睦男殿 提出者

抜山 映子君 馬場 貞子君 富君

昭和六十一年五月九日 參議院會議錄第十五号

議長の報告事項

明治三十五年三月三十日

昭和六十一年五月九日 參議院會議錄第十五号

四六六

發行所
東京都新宿区虎ノ門二二一四番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二一〇六 (大代) 甲 106
一定価一〇円部